

地域に寄り添うベストパートナー、ハトマークグループ

# 宅建あomorい



公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会  
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 青森本部  
<http://www.aomori-takken.or.jp>  
平成28年5月15日発行〈隔月刊〉



Vol.169



- ・不動産業開業支援セミナー開催のお知らせ
- ・空き家の発生を抑制するための特例措置について
- ・平成28年度 法定講習会開催日程

Takken Aomori



## C O N T E N T S

不動産業開業支援セミナー開催のお知らせ	①
犯罪収益移転防止法改正	①
空き家の発生を抑制するための特例措置について	②
平成28年度 法定講習会開催日程	③
平成28年度 一定課程研修会及び一般公開セミナー開催日程	③
青森県開発許可制度の手引き(一部改正)	③
賃貸住宅の建物及び付帯設備の安全について	④
不動産キャリアパーソン講座「一部料金改定」のお知らせ	④
買取再販に係る特例の様式統一について	⑤
弘前支部 一般公開セミナー開催報告	⑤
八戸支部 一般公開セミナー開催報告	⑤
支部協議会だより	⑥
宅地建物取引士賠償責任保険制度のご案内	⑧
国土利用計画法に基づく届出について	⑨
障害者差別解消法が施行されました	⑩
平成28年度宅建協会及び保証協会会費等の納付について	⑩
名簿登載事項変更届について	⑩
新入会員紹介	⑪
協会の主な活動記録	⑫

### 〈表紙〉十二湖【西津軽郡深浦町】

江戸時代に発生した大地震による山崩れによってできたといわれています。大小33の湖沼がありますが、崩山からの眺望にて12の湖沼が見えたことから十二湖と呼ばれるようになりました。(写真:沸壺の池)

### 不動産物件を探すなら

夢が広がる不動産ネットワーク



<http://www.hatomaarksite.com/search/aomori/>

ハトマークサイト青森

検索

## 宅建協会へご入会を!!

### 【豊富で多彩な会員メリットの数々】

宅建協会は、青森県が唯一設立許可した宅地建物取引業者による団体で、県内の約8割以上の業者が宅建協会のメンバーです。

- ・宅建協会に入会することは、社会的信用の獲得につながります。
- ・広報誌の配布、各種研修会の実施、レインズシステムの利用等、営業活動を強力にサポートします。
- ・消費者とのトラブルに対し、公正な立場で解決のバックアップをします。
- ・営業保証金1,000万円のかわりに弁済業務保証金分担金60万円で営業を開始できます。

■詳しくは、宅建協会本部まで。TEL 017-722-4086

### ハトマークバッジを着用しましょう

我々会員のシンボルマーク「ハトマークバッジ」を着用しましょう。特に、各種会合等で着用し、ユーザーにPRを図りましょう。協会では、ハトマークバッジを販売しております。各支部で扱っております。

# 不動産業開業支援セミナー開催のお知らせ

参加費無料



不動産業の開業をお考えの方、現在不動産業に従事していて将来独立開業を目指している方、不動産業に興味のある方、公益社団法人の当協会のセミナーを受講してみませんか。

開業前に参考になること、開業後の専門的な知識を内容としたセミナーです。未経験者でも大歓迎です。

開催日：平成28年8月25日(木)

開催時間：13:30～15:50

開催場所：青森県不動産会館 2階 大会議室  
(青森市長島3-11-12)

講演内容：開業体験談、開業資金の融資制度、  
不動産取引に関する法律等

講師：当協会会員、日本政策金融公庫 他

対象：不動産業の開業をお考えの方  
不動産業に興味のある方  
不動産を開業し当協会に入会した方

定員：50名

参加費：無料

主催：公益社団法人青森県宅地建物取引業協会



## 不動産業開業支援セミナー受講申込書

送信先 **FAX:017-773-5180**

ふりがな		お電話番号	TEL	( )
お名前			FAX	( )
ご住所	〒			
相談事項	開業にあたり相談事項があればご記入下さい。			

※お寄せ頂きました個人情報につきましては、開業支援セミナーの申込確認、運営管理及び開業支援情報のお知らせを希望する場合のご案内に使用し、それ以外の目的には使用しません。

**お問い合わせ先** 公益社団法人青森県宅地建物取引業協会 TEL:017-722-4086 FAX:017-773-5180

平成28年10月1日施行

## 改正 犯罪収益移転防止法

【マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止のため“取引時の確認方法”等が改正されます。ご協力、お願いします。】

### 1. “顔写真のない”本人確認書類※について

※健康保険証 国民年金手帳 児童扶養手当証書  
母子健康手帳 など

「健康保険証」等の顔写真のない本人確認書類を使用する場合は、提示に加え、その他の書類の提示を行うなど、追加の対応が必要です。

### 2. 法人の“実質的支配者”について

“議決権の保有その他の手段”により、当該法人を支配する「自然人」まで遡って確認します。

### 3. 法人の“取引担当者の確認”について

取引担当者が“正当な取引権限を持っているこ

と”の確認に、「社員証」は使えず委任状等が必要になります。また、「登記事項証明書」は、取引担当者が“代表権を有する場合のみ”使用できます。

また、以下の取引についても改正がありますのでご協力をお願いします。

- マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引  
その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引についても取引時確認が必要となります。
- 1回当たりの取引の金額を減少させるために、取引を分割したことが一見して明らかである場合についても取引時確認が必要となります。
- 外国の重要な公的地位にある者等との取引がハイリスク取引に追加されます。

※ハイリスク取引とはマネー・ローンダリングのリスクが高い取引のことを指します。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況も確認が必要です(司法書士等士業者を除く)。

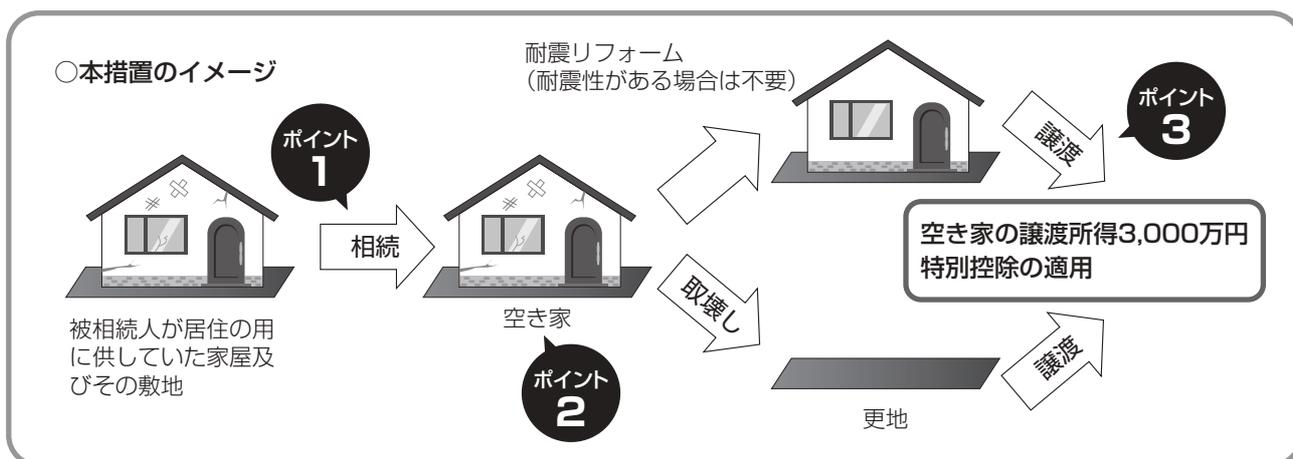
警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省

# 空き家の発生を抑制するための特例措置について

## 空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除

### ● 制度の概要 ●

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する。



#### 【相続発生日を起算点とした適用期間の要件】

ポイント1

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日まで、かつ、特例の適用期間である平成28年4月1日から平成31年12月31日までに譲渡することが必要。

#### 【相続した家屋の要件】

ポイント2

- ①相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものであること
- ②相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものであること
- ③昭和56年5月31日以前に建築された家屋（区分所有建築物を除く。）であること
- ④相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと

#### 【譲渡する際の要件】

ポイント3

- ①譲渡価額が1億円以下
- ②家屋を譲渡する場合（その敷地の用に供されている土地等も併せて譲渡する場合も含む。）、当該譲渡時において、当該家屋が現行の耐震基準に適合するものであること

### 特例措置の適用を受けるために税務署へ提出する必要な書類

#### (1) 家屋又は家屋及び敷地等を譲渡する場合

- ①譲渡所得の金額の計算に関する明細書
- ②被相続人居住用家屋及びその敷地等の登記事項証明書等
- ③被相続人居住用家屋又はその敷地等の売買契約書の写し等
- ④被相続人居住用家屋等確認書
- ⑤被相続人居住用家屋の耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書の写し

#### (2) 家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等を譲渡する場合（各書類の詳細は(1)と同じ）

- ①譲渡所得の金額の計算に関する明細書
- ②被相続人居住用家屋及びその敷地等の登記事項証明書等
- ③敷地等の売買契約書の写し等
- ④被相続人居住用家屋等確認書

本特例措置の詳細につきましては、下記国交省URLからもご覧になれます。

〈国交省URL〉 [http://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/house/jutakuentiku\\_house\\_tk2\\_000030.html](http://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/house/jutakuentiku_house_tk2_000030.html)

## 平成28年度 法定講習会開催日程

**必見**

**宅建業に  
従事している方へ**

宅地建物取引士証の有効期限が切れますと、新たに交付を受けるまでの期間、取引士としての業務に従事することはできませんので、有効期限内に更新のための法定講習を必ず受講して下さい。

### 申込み必要書類

- ① 宅地建物取引士証交付申請書
  - ② 同一の顔写真 3枚 (カラー 3cm×2.4cm  
「顔の大きさは約2cm」)
  - ③ 認印
  - ④ 法定講習会受講申込書
  - ⑤ 証交付申請手数料 4,500円
- |       |         |
|-------|---------|
| 受 講 料 | 12,000円 |
| 合 計   | 16,500円 |
- (専用の郵便振込用紙)

実施日	時 間	開催地区	会 場
平成28年 6月10日(金)	9:30～16:45	青森市	アスパム 5階あすなる
平成28年 9月 9日(金)	9:30～16:45	弘前市	弘前市民会館 大会議室
平成28年12月16日(金)	9:30～16:45	青森市	アスパム 6階岩木
平成29年 3月10日(金)	9:30～16:45	八戸市	ユートリー (予定)

お申込み先及びお問い合わせ先

(公社)青森県宅地建物取引業協会

〒030-0861 青森市長島3丁目11-12 電話 017-722-4086  
ホームページ <http://www.aomori-takken.or.jp/>

平成28年度

## 一定課程研修会 開催日程 一般公開セミナー

当協会では、不動産取引のノウハウを知るための一般公開セミナーを下記の日程により開催致します。受講料は無料となっておりますので、一般消費者の方の多数のご参加をお待ちしております。

実施日	時 間	開催地区	会 場
平成28年 7月22日(金)	13:00～16:30	弘前市	弘前プラザホテル
平成28年10月19日(水)	13:00～16:30	八戸市	AXISグランドサンピア八戸
平成28年11月25日(金)	13:00～16:30	青森市	ホテル青森

お問い合わせ先 (公社)青森県宅地建物取引業協会 電話 017-722-4086

## 青森県開発許可制度の手引き 一部改正

平成28年4月に、「青森県開発許可制度の手引き」の一部が改正されました。

なお、当該手引きは県のホームページに掲載しておりますので、下記URLよりダウンロードしてご覧ください。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kenju/files/20160407kaihatukyokatebiki.pdf>

## 消費者庁より 賃貸住宅の建物及び付帯設備の安全について

消費者庁に寄せられた賃貸住宅の建物及び付帯設備の安全性に係る不具合情報の中には、貸主が不具合に対応してくれないという内容のものも多く含まれており、実際に消費者が被害を受けた事例も報告されています。

賃貸住宅の建物に加え、付帯設備にも、コンロ、給湯器、エアコン、プレーカー、配電盤、ガスや水周りの施設等長期に使用されているものも多く、定期的な点検や不具合が起きた際は速やかな点検が不可欠です。

賃貸業を営む会員の皆様におかれましては、消費者が賃貸住宅の建物や設備を安全に利用できるよう、必要に応じた対応をお願い致します。

**1** 宅地建物取引業と併せて賃貸業を営む者にとっては、賃借人からの不具合の連絡に対して誠実に対応し、賃貸借契約の内容に照らして、特に安全性に関する不具合については早急に点検し、必要な対応を行うこと。

宅地建物取引業と併せて賃貸管理業を営む者にとっては、賃借人からの不具合の連絡に対して誠実に対応し、賃借人に対し、特に安全性に関する不具合については早急に点検し、必要な対応を行うよう促すこと。

**2** 宅地建物取引業と併せて賃貸業を営む者にとっては、法令に基づく電気設備安全点検、ガス設備定期保安点検、及び長期使用製品安全点検制度への対応はもとより、建物及び他の付帯設備においても、必要に応じた点検を実施すること。

宅地建物取引業と併せて賃貸管理業を営む者にとっては、賃借人に対して、法令に基づく電気設備安全点検、ガス設備定期保安点検、及び長期使用製品安全点検制度への対応はもとより、建物及び他の付帯設備においても、耐用年数を超過しているものについては必要に応じた点検を実施するよう促すこと。

**3** 宅地建物取引業と併せて賃貸業又は賃貸管理業を営む者にとっては、必要に応じて付帯設備の内容、使用期間及び状態等について賃借人への情報提供に努めること。

### 【事例1】〈破損〉

築40年の住宅を2年間借り、修理して暮らしていた。2階の窓枠がガタガタで再三修理願いをしたが、放置された。窓枠が落ちて足にけがをした。補償してほしい。

(事故発生年月：平成21年8月)

被害者：兵庫県 40歳代女性 治療1か月以上

### 【事例2】〈付帯設備の破損〉

賃貸マンションに入居し、初めて浴槽に足を入れたところ、底が抜けて、左足関節捻挫（外側じん帯損傷）等の重傷。

(事故発生年月：平成24年8月)

被害者：東京都 30歳男性 治療1か月以上

### 【事例3】〈使用禁止設備〉

アパートのガス給湯器が古くなり、都市ガスの定期点検で危険と判定されたので、管理会社に取替を求めたが対応されない。着火時にガス臭い。

(受付年月：平成24年5月 神奈川県)

## 不動産キャリアパーソン講座

# 一部料金改定のお知らせ

平成28年  
4月1日より

◎平成28年4月1日より、下記のとおり、料金の一部改定が実施されました。

1. 「一般（非会員）」区分の方の受講料の改定  
12,960円（税込）⇒8,640円（税込）
2. 修了試験の「再受験料」の改定  
3,240円（税込）⇒3,780円（税込）

※但し、ネット決済事務手数料(300円(税別))は廃止。

## 受講してみませんか！不動産キャリアパーソン講座

不動産取引を生業としている不動産業者の皆様が「不動産キャリアパーソン講座」を受講することで、より一層のレベルアップが期待できます。

また、学生や求職者にとっては、不動産業への就業のステップアップ効果、更には「宅建資格」を取得するためにも期待できる講座内容となっており、スキルアップのために最適な講座となっております。

**主催** (公社)全国宅地建物取引業協会連合会

お申込みは青森県宅建協会 (017-722-4086) 又は、各支部までご連絡下さい。

## 買取再販に係る特例の様式統一について

国土交通省では、宅建業者が中古住宅を取得して、一定の質の向上をはかるリフォームを行い、個人に譲渡(買取再販)した場合の、宅建業者に課される不動産取引税および個人に課される登録免許税の軽減措置を行っています。今までは、登録免許税と不動産取得税の特例様式が異なっておりましたが、今回の一部改正により様式が

統一されました。(平成28年4月1日施行)

※通知文については、青森県宅建協会ホームページに掲載しております。

<http://www.aomori-takken.or.jp/>

## 弘前支部 一般公開セミナー開催報告



平成28年4月22日(金)午後2時より弘前パークホテルに於いて平成28年度弘前支部「一般公開無料セミナー」が開催されました。

講師に東京都墨田区両国に在ります Lives 西村

建設株式会社常務取締役西村 哲氏をお招きして、演目「リノベーションで満室経営～入居者に愛される住まいを目指して～」について講演していただきました。

賃貸住宅において、入居者に選ばれる空間を提供することと、アパートオーナーの基本的な原状回復工事に魅力的なプラスαをすることで総合的に低コストで価値ある空間を提供すること。」そして何より『賃貸でも、より自由により楽しくより豊かにそして自分たちらしく暮らしたい』そんな入居者の望みをオーナーが

積極的に叶えようとする積極性が入居率を引き上げ、安定経営を可能にする秘訣であることを講演いただきました。

不動産業関係者の他、建築業者、アパートオーナー等賃貸物件のリノベーションに興味のある方々にはとても役に立つ内容でした。講師の西村様、大変有意義な講義ありがとうございます。今後の業務に役立てていきたいと思っております。



## 八戸支部 一般公開セミナー開催報告

平成28年4月22日(金)八戸プラザホテルにおいて、一般消費者及び所属会員を対象とした「一般公開セミナー」を開催し、会員47名、一般10名、合計57名の参加者となりました。

司法書士・行政書士・民事信託士 竹ヶ原克哉氏を招き、全く新しい財産の管理・処分などのための制度「家族信託」について

～認知症対策(成年後見制度と比較)



事業承継・親亡き後問題等 活用事例～について講演して頂きました。

「家族信託」とは、家族の財産を、思う存分に家族の希望に添って管理・承継するための枠組みを作るためのものであり、後見人制度との違いを詳しく説明して下さいました。

今後もたくさんの方々に出席していただけるセミナーを開催したいと思います。



# 支部協議会だより

## 三 沢 支 部

平成28年4月19日(火)きざん三沢にて午後6時より第5回 三沢支部協議会を開催致しました。

三沢市では今年より三沢市へ移住・定住される人に対して「住宅取得支援制度」が設立され、新築住宅は勿論、中古住宅購入費や住宅建設のために取得する土地に対しても購入費の一部を助成する制度が6月1日より受付が始まることもあり、各事業所においてもその対応に慌ただしい中、今年も所属正会員38名に対して28名の会員に参加していただきました。

第5回の三沢支部協議会では、吉田支部長の挨拶の後、(株)サンロク下久保和成氏を議長に選出し、平成27年度の事業報告および収支決算報告がおこなわれました。

引き続き平成28年度の事業計画、収支予算書が説明され吉田支部長の下、昨年度以上に人材育成や社会貢献活動に力を入れていく事などの説明がされました。

また、支部役員の変更が審議され満場一致で現役員すべてが再任されました。

協議会終了後は、同会場にて恒例の懇親会が開催され盛会のうちに終了しました。



## 西 北 五 支 部

平成28年4月21日(木)午後4時より、西北五支部第5回協議会がホテルサンルート五所川原にて開催されました。会員数28名のうち、委任状3名、出席者20名で開催されました。杉野森支部長の挨拶の後、議長に支部長が選任され、野上監事による監査報告、佐々木監事による収支決算、事業報告、今年度事業計画及び収支予算についての報告がありました。

その後、役員改選に移り、選考委員会5名により幹事を選出し、現役員7名が再任することで承認されました。最後に杉野森支部長の挨拶にて、支部統廃合の可能性に関する説明があり、今年度の支部協議会は閉会いたしました。



## 青 森 支 部



平成28年4月22日(金)午後3時より、アップルパレス青森において、第5回協議会を開催致しました。今年度は、改選期に伴い、会員数190名の内、正会員111名の他、準会員の方々も出席して下さいました。

中川支部長挨拶後、議長に 株式会社コクド 安村勇蔵氏を選出し、議事の進行を務めて頂き、平成27年度事業報告・収支決算書監査報告に続き、平成28年度事業計画・収支予算書についての報告を行いました。

続いて、審議事項の役員改選では、幹事立候補者の改選選挙を実施し、投票を行った結果、11名の新幹事が当選し、無投票当選の新支部監査役2名を含め、13名の新役員が決定しました。

また、支部長には、中川隆司氏が再選され、盛会のうちに協議会を閉会する事が出来ました。

## 八 戸 支 部

平成28年4月22日(金)午後3時より第5回八戸支部協議会を八戸プラザホテル1階ブリリアントにて開催致しました。

佐藤榮支部長の挨拶の後、議長にワコウ建設(株) 若宮藤男氏、副議長に(株)といず不動産 佐藤拓也氏を選出し議題に沿って進行し、1号報告：平成27年度会務報告、2号報告：平成27年度収支決算書報告、3号報告：監査報告、4号報告：平成28年度事業計画及び収支予算書について報告いたしました。

1号協議：任期満了による支部幹事改選では、八戸支部独自の選考委員会による選出を行い、支部幹事15名、支部監査役2名が選出されました。また、支部長には佐藤榮氏が再選され、盛会のうちに協議会を閉会致しました。

今年度の協議会に出席できませんでした八戸支部会員の皆様へはこの紙面をお借りしましてご報告に変えさせていただきます。



## 弘前支部

平成28年4月22日(金)一般公開無料セミナーに引き続き、午後4時から弘前パークホテルにおいて、弘前支部協議会が開催されました。齋藤弘臣支部長の挨拶の後、議長に世永一氏が選出され、全ての議案の報告を行いました。第5号議案の任期満了による役員改選においては幹事10名、監査役2名が選出され、新支部長に齋藤弘臣支部長が引き続き就任致しました。引き続き行われました懇親会では、齋藤新支部長からの挨拶、協議会で議長を務めました世永氏の乾杯の音頭で始まり、協議会で選挙管理委員長を務めました菊地氏の中締めにて盛会の内に終了しました。



## 下北むつ支部

下北むつ支部、第5回協議会は平成28年4月22日(金)、午後5時よりはねやホテルにて23名の会員が出席のもと開催されました。

冒頭、藤林支部長挨拶の後に(有)シラトリ不動産 白取氏を議長に選任し資格審査と協議会成立を確認の上、資料に則り、報告事項への進行となりました。

各報告事項について滞りなく終了しましたが、支部予算が厳しい事が今後の懸念として報告されました。又、支部長より支部統廃合についての説明がなされ今後、支部統廃合に向かっていかざるを得ない状況であり、下北むつ支部の大きな検討課題であることが確認されました。

事業計画としては年3回の無料相談会開催と地域社会貢献事業としては河川清掃、また支部研修会を昨年同様に行う予定です。

その後の役員改選は支部規程に基づき選考委員5名にて幹事を選出し現役員が全員再任となり、新たに(株)むつ不動産取引センター 岡本氏が支部監査役に選任されました。(支部長 藤林吉明、副支部長 小島順、竹本博典、専任幹事 藤田鉄哉、幹事 菊池一壽、白取隆、支部監査役 工藤敬人、岡本義則)

その後の懇親会にも多くの会員が参加して盛会のうちに終了しました。



## 十和田支部

平成28年4月25日(月)午後5時より「グランドホール」において、第5回協議会を開催致しました。

会員16名の出席、18名委任状出席、計34名による成立。ヨシコーの吉田氏を議長に選出し、平成27年度の会務報告、決算報告、平成28年度の事業計画、収支予算についての報告がなされました。



役員改選では、橋場不動産の橋場氏が支部長となり、雅不動産の櫻田氏が勇退し、新たにサンボウの古賀氏が役員に選出されました。

28年度の十和田支部の事業計画として

- (1) 苦情相談対応事業
- (2) 人材育成事業
  - ・新たな制度へ対応した勉強会
- (3) 情報提供事業
  - ・土地取引と境界に関わる勉強会
  - ・市民生活に関わる勉強会
- (4) 地域社会貢献事業
  - ・おいらせ知の会との共催植樹
  - ・終活セミナー(空き家管理や遺品整理等)
- (5) 新年会開催

新入会員も2社増え、新体制での十和田支部の事業を行ってまいります。

協議会終了後、懇親会が行われ、盛会のうちに終了しました。

## 黒石支部

平成28年4月26日(火)午後3時より「赤提灯」で第5回協議会が、会員21名中、出席者10名、委任状9名で開催されました。

浅原支部長の挨拶に続いて、議長に(有)池田不動産(代表)池田陸奥男氏がつき、平成27年度会務報告、平成28年度事業計画・収支予算の報告に続き、議案については審議し可決されました。

さて、黒石支部会館売却については、登記手続きに日数を要したことにより合意解約しました。再度、入札等があるであろうという予測部分で報告がなされました。

また、支部長挨拶では、国全体の地価の上昇率が8年ぶりの上昇に転じていることと、県内では比較的災害の発生が少なく、住みやすいことから、津軽地方の2地点で取引が活発になっていると報告があり、お互いそれなりの期待感をいだき和やかに滞りなく終了致しました。



# 宅地建物取引士賠償責任保険制度のご案内 (中途加入)

## 加入プラン

- 募集締め切り：平成28年 8月25日
- 補償開始日：平成28年 9月1日

新たな宅建賠保険制度は、加入者のニーズに合わせて次の4プランの中からご選択いただけます。

**プラン1** おすすめ!

基本補償	ワイド補償
●支払限度額 1事故：1億円 保険期間中：1億円 (自己負担額3万円)	●支払限度額 1事故：1億円 保険期間中：1億円 (自己負担額3万円・縮小てん補割合90%)
●保険料 宅建士1名あたり 3,500円	●保険料 従業員1名あたり 3,500円

**プラン2**

基本補償	ワイド補償
●支払限度額 1事故：5,000万円 保険期間中：1億円 (自己負担額3万円)	●支払限度額 1事故：5,000万円 保険期間中：5,000万円 (自己負担額3万円・縮小てん補割合90%)
●保険料 宅建士1名あたり 2,500円	●保険料 従業員1名あたり 2,500円

**プラン3**

基本補償
●支払限度額 1事故：1億円 保険期間中：1億円 (自己負担額3万円)
●保険料 宅建士1名あたり 3,500円

**プラン4**

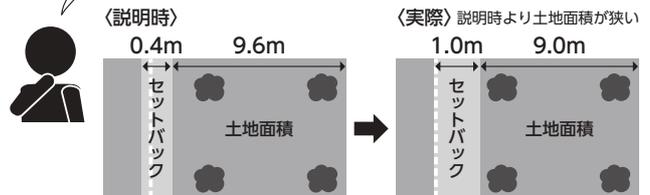
基本補償
●支払限度額 1事故：5,000万円 保険期間中：1億円 (自己負担額3万円)
●保険料 宅建士1名あたり 2,500円

## 想定される事故事例

(注)調査・確認をしていることが大前提となります。

### 基本補償

**例1** 重要事項の説明にあったセットバック部分の面積が実際の面積と異なるんだけど…。



**損害賠償** しまった！ちゃんと調査したのに、記載と説明を誤った。どうしよう…。

**例2** 準防火地域と説明されたから土地を購入したんだけど、防災地域だったよ。予定していた建築費が変更になるのだけど、どうしてくれるのかな。

しまった。調査したのに誤って重要説明事項で準防火地域として記載・説明してしまった。どうしよう…。

こんな時は、宅建賠(基本補償)がお役に立ちます。

### ワイド補償

**例1** 昨年購入した家だけど、売買契約時に説明してもらった重要事項の記載内容と違いがあるよ。担当者に確認してよ。

担当者はしっかり調査・確認しているけど…もう退職して確認できないよ。どうしよう…。

**例2** 自転車で営業していた社員とぶつかって病院に通っているんだが…!

しまった。自転車事故の補償はどうなったのかな…。

こんな時は、宅建賠(ワイド補償)がお役に立ちます。

補償開始日：平成28年9月1日から平成29年3月1日 加入方法：本部事務局までご連絡下さい。(TEL:017-722-4086)

# 一定面積以上の土地取引には 国土利用計画法に基づく届出が必要です!

## ●届出の必要な土地取引

忘れずに  
届出しましょう

次の条件を満たす土地売買等の契約を締結した場合には届出が必要です。

### 取引の形態

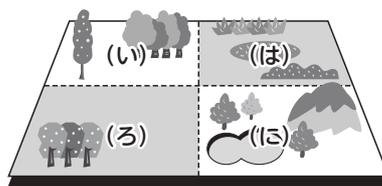
- 売買 ●交換 ●営業譲渡 ●譲渡担保
- 代物弁済 ●現物出資 ●共有持分の譲渡
- 地上権・賃借権の設定・譲渡(権利金の授受がないもの)
- 予約完結権・買戻権等の譲渡
- 信託受益権の譲渡 ●地位譲渡
- 第三者のためにする契約

(※これらの取引の予約である場合も含まれます。)

### 一団の土地取引(事後届出制の場合)

個々の面積は小さくても、権利取得者(売買の場合であれば買主)が権利を取得する土地の合計が左記の面積以上となる場合(「買いの一団」といいます。)には届出が必要です。

#### 【買いの一団】



売る人 土地 買う人

- 甲さん—(い)
  - 乙さん—(ろ)
  - 丙さん—(は)
  - 丁さん—(に)
- Aさん

(い+ろ+は+に) ≥ 一定面積

### 取引の規模(面積要件)

- ①市街化区域 2,000㎡以上
- ②①を除く都市計画区域 5,000㎡以上
- ③都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上

(い+ろ+は+に)の面積が一定面積  
(面積要件)以上の場合は届出が必要

## ●届出をしないと法律で罰せられます。

土地取引の契約(予約を含みます。)をした日を含めて2週間以内に届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、6ヵ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。また、注視区域・監視区域(事前届出制)において、届出をせずに契約(予約を含みます。)をしたり、虚偽の届出をした場合、同様に罰せられます。

## 重要事項説明書への記入例

### 協会策定の重要事項説明書の一部

<input type="checkbox"/> 区域法 <input type="checkbox"/> 河川法 <input type="checkbox"/> 土地売買禁止調整条法 <input type="checkbox"/> 都市の防災機能の促進に関する法律		<input type="checkbox"/> 国土利用計画法 <input type="checkbox"/> 砂防法 <input type="checkbox"/> 国土利用計画法 <input type="checkbox"/> 文化財保護法	<input type="checkbox"/> 農地法 <input type="checkbox"/> 借地法 <input type="checkbox"/> 借家法 <input type="checkbox"/> 借家法
1 土壌汚染対策法 未指定区域 2 宅地造成等規制法 未指定区域 3 倉庫料地法 4 地域歴史の風致法 5 都市再生特別措置法 6 青森県景観条例 7 津波防災地域づくりに関する法律 未指定区域 津波災害特別警戒区域(未指定)			
制限の概要			
備考			
3 転讓の負担に関する事項(転讓がある場合、「敷地と道路との関係図」参照) 負担 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(面積____㎡・共有持分____%) / 負担金____円			
備考			
4 当該宅地建築物が造成宅地防犯区域に該当するか 宅地造成等規制法 造成宅地防犯区域 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内(説明)			
5 当該宅地建築物が土砂災害警戒区域に該当するか 土砂災害防止法 <input type="checkbox"/> 了 土砂災害警戒区域 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内(場合によっては) 好まぬ 土砂災害防止法 <input type="checkbox"/> 了 土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内(説明)			
6 当該宅地建築物が津波災害特別警戒区域に該当するか 津波防災地域づくりに関する法律 <input type="checkbox"/> 了 津波災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内(場合によっては) 津波災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内(説明)			
7 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合 登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付 <input type="checkbox"/> 設計住宅性能評価書 <input type="checkbox"/> 建設住宅性能評価書 <input type="checkbox"/> 資料参照			



### ●大規模な土地取引の事後届出の場合

本物件は国土利用計画法第23条第1項の規定により土地面積が事後届対象面積に該当するため、権利取得者(買主等)はその契約(売買契約等)を締結した日から起算して2週間以内に、〇〇県知事に対して、土地の利用目的、対価の額等の事項について届出を行う必要があります。

●国土利用計画法第27条の3による注視区域内は、青森県内にはありません。県外の物件を取扱う場合にはその県に確認が必要です。



# 障害者差別解消法が施行されました

平成28年4月1日より「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、行政機関や地方公共団体等に対して「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」を禁止するとともに、宅建業者をはじめとした民間事業者にも「不当な差別的取扱い」の禁止や「障害者への合理的配慮」の努力義務が課されています。

また、この法律の施行にあわせて、主務官庁では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めた「対応指針」を示すこととなっており、国土交通省から、不動産業関係の対応指針（当協会HP掲載）も示されておりますのでお知らせ致します。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	✕ 不当な差別的取扱いが禁止されます。	<b>法的義務</b> 障害者に対し、*合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 (個人事業者、NPO等含む)	✕ 不当な差別的取扱いが禁止されます。	<b>努力義務</b> 障害者に対し、*合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

合理的配慮とは…

障害のある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。

例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。

〈対応指針アドレス〉

<http://www.zentaku.or.jp/public/information/wp-content/uploads/2016/04/国土交通省対応指針.pdf>

## 平成28年度宅建協会及び保証協会会費等の納付について

平成28年度の会費等は6月1日に当協会会員の皆様の各事務所へ発送致しますので、忘れずに納入くださいますようお願い致します。

■会費等納入通知書 平成28年6月1日「会費等納入通知書」を会員様宛に送付します。

■会費等納入期日 平成28年6月30日

注意

- ①会費等の請求額は、規定により平成28年4月1日現在に本会に登録された会員名簿に基づくものです。
- ②会費は年会費であるため、期中退会等の場合であっても全額納付が必要となります。
- ③会費の納付がないまま退会された場合は、弁済業務保証金分担金から控除することになります。
- ④事務所所在地を変更した場合は、会費等納入通知書が届かない恐れがありますので、30日以内に免許権者へ変更の届出を提出して下さい。

## 会員の皆様へ 名簿登載事項変更届は忘れずに免許権者へ提出して下さい

### ■変更・免許更新の手続きについて

#### 変更届の場合

～宅建業者名簿登載事項の変更届は30日以内に～

宅建業者名簿の次の登載事項に変更が生じた場合は、30日以内に免許権者（国土交通大臣・青森県知事）に届出をしなければなりません。（宅建業法第9条）

- ①商号・名称
- ②代表者
- ③法人の場合その役員・政令使用人
- ④事務所所在地
- ⑤専任の取引士

\*上記登載事項に変更が生じた場合は、添付書類等もございますので詳しくは本部若しくは各所属支部にお問い合わせ下さい。

**注意** 専任の取引士は業務に従事する者5名に1名以上の割合で設置しなければなりません。欠員が生じた場合は2週間以内に補充しないと業務停止処分になりますので、ご注意ください。

### ■取引士の資格をお持ちの方へ

#### 取引士資格登録簿変更登録申請書について

青森県知事に取引士の登録をされている方は、氏名、住所、本籍、従事先に変更が生じた場合は、速やかに変更申請をすることになっております。これを怠ると法定講習会のご案内が届かなかったり、取引士証の更新の際に取引士証が交付されない場合もございますので、速やかに変更申請を行って下さい。（会社等が行う専任の取引士等に関する変更届とは別に行う届出になります。）

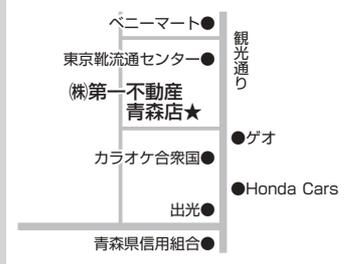
\*氏名、住所、本籍の変更の際には、添付書類もございますので詳しくは本部又は支部にお問い合わせ下さい。

# 新入会員紹介

今後ともよろしくお願ひします。



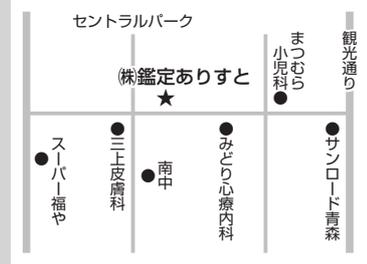
**平鍋 憲保**  
《青森支部》(政令使用人)



商号又は名称/《株式会社第一不動産青森店》 青森市青葉3-8-10  
免許番号/青森県知事(5)2615 TEL.017-739-2888  
宅地建物取引士/伊藤愛美(青森)4961 FAX.017-739-0222  
入会年月日/平成28年4月1日



**最上 伸子**  
《青森支部》



商号又は名称/《株式会社鑑定ありすと》 青森市桂木3-7-12  
免許番号/青森県知事(1)3464 TEL.017-776-4180  
宅地建物取引士/最上伸子(青森)5120 FAX.017-764-6355  
入会年月日/平成28年4月19日

## 4月末 支部別会員数

青森	八戸	弘前	黒石	十和田	三沢	西北五	下北むつ	合計
191(14)	131(11)	93(6)	28(1)	47(2)	38(2)	21	38(2)	587(38)
								( )内は従たる事務所

## 会員退会状況

### 退会者

年月日	所属支部	商号又は名称	事務所所在地	代表者名
28年3月15日	青森	《株式会社日専連ナック》	青森市新町2-7-16	蝦名 文昭
28年3月30日	下北むつ	《第一宅建(株)》	むつ市横迎町2-10-17	大福 幸一
28年3月31日	青森	《絵湖不動産取引所》	青森市古川3-6-17	佐々木エコ
28年3月31日	八戸	《(有)エコ・プランナー》	八戸市石堂2-5-15	相坂 誉
28年3月31日	八戸	《(有)北日本勤労開発》	八戸市城下3-15-33	中村 彰
28年3月31日	八戸	《城下不動産》	八戸市城下3-4-14	田名部秀美
28年4月15日	弘前	《丸大(株)》	弘前市城東中央2-4-6	大藪 繁雄

## 会員異動状況

年月日	所属支部	商号又は名称	変更事項	変更後	変更前
27年8月1日	青森	《(株)アレック》	取引士氏名	鶴谷 友美(青森)4797	高橋 友美(青森)4797
28年2月9日	青森	《(株)アレック》	取引士	(減員)	高橋 幸治(青森)5240
28年2月12日	三沢	《日建ホーム(株)》	代表者	中村 直人	中村 盛登
28年2月22日	青森	《(株)土屋ホーム青森支店》	取引士	對馬 倫一(青森)3003	(増員)
28年3月1日	青森	《タマホーム(株)青森店》	取引士	水口 英樹(神奈川)99459	豊川 武寿(東京)165592
28年3月1日	弘前	《弘前大学生生活協Sumica》	取引士	野々村佳織(青森)5276	(増員)
28年3月28日	弘前	《(株)よつば不動産》	取引士	奈良千佳子(青森)2836	(増員)
28年3月31日	青森	《(株)アシスト青森》	取引士	(減員)	福田 伸一(青森)2764
28年3月31日	弘前	《弘前大学生生活協Sumica》	取引士	(減員)	阿部 高士(青森)4854
28年3月31日	十和田	《(有)ヨシコー》	取引士	(減員)	菊地 大輔(青森)5100
28年4月1日	三沢	《(株)サンロク》	取引士	立崎 匠(青森)5201	(増員)
28年4月15日	青森	《MiK(株)》	取引士	外崎 真郁(青森)4203	田中 寛人(青森)4761
28年4月15日	三沢	《(株)小坂工務店アパマンショップ三沢》	取引士	上野あや子(青森)5268	(増員)

## 訃報

八戸支部

川口 吉助 儀

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

# 従業者異動状況

## 採用

年月日	所属支部	商号又は名称	従業者氏名(証明書番号)
20年5月1日	下北むつ	(有)大地ハウジング	吉田 美樹(070504)
21年8月20日	十和田	(株)伸和商事	苫米地貴公(090807)
26年4月1日	下北むつ	(株)むつ不動産取引センター	小濱 幾子(140410)
28年2月1日	弘前	(有)バステル	齋藤 佳(160202)
28年2月22日	青森	(株)土屋ホーム青森支店	三上 晃(0611400127)
			高坂 舞(0703400132)
			秋田谷菜里子(1310410048)
			永山由美子(9206400010)
28年3月1日	青森	おかりや商事(有)	小鹿 蘭丸(160302)
28年3月1日	青森	(株)土屋ホーム青森支店	三上 智明(14114171)
28年3月1日	三沢	(有)宮古建設工業	宮古 拓哉(160304)
28年3月1日	弘前	弘前大学生生活協Sumica	
新潟 早紀(16SP01)・齋藤 圭南(16SP02)・山口 圭太(16SP03) 南 孝太郎(16SP04)・木浪 咲紀(16SP05)・伊藤 幸星(16SP06) 阿部 佑哉(16SP07)・森 美貴(16SP08)・村木 萌(16SP09) 櫻田 夏海(16SP10)・金子 友美(16SP11)・外館 桃子(16SP12) 港川 咲絢(16SP13)・村井 哲平(16SP14)・菊池 航平(16SP15) 梨田 郁生(16SP16)・小林 千紘(16SP17)・阿部 泉(16SP18) 古田みなみ(16SP19)・本橋 侑也(16SP20)・工藤 優香(16SP21) 河内山幹大(16SP22)・伊藤 諒平(16SP23)・安住亜友美(16SP24) 田口 唯(16SP25)・三上 公平(16SP26)・植村 朱音(16SP27) 鈴木 拓実(16SP28)・細川 史佳(16SP29)・鈴木 綾馬(16SP30) 保坂 大(16SP31)・加勢 貴啓(16SP32)・渡部 彩香(16SP33) 岡本 美里(16SP34)・田中 千春(16SP35)・香取 誠子(16SP36) 村上 正能(16SP37)・小神 諒(16SP38)・高木 雄基(16SP39) 室橋 裕太(16SP40)・秋元 恭太(16SP41)・石澤 政一(16SP42) 加藤 尚輝(16SP43)・横山 直哉(16SP44)・立花 陽佳(16SP45) 浅賀 陸(16SP46)・大槻 俊太(16SP47)・佐々木優輔(16SP48) 坂 昂紀(16SP49)・浦野 晃輔(16SP50)・中島 大輝(16SP51) 大倉 稔弘(16SP52)・下田 咲乃(16SP53)・高畑 和子(16SP54) 工藤 友真(16SP55)			
28年3月1日	十和田	(株)伸和商事	川村 浩之(160308)
28年3月3日	青森	(株)協和	小枝 均(1603A05)
28年3月7日	青森	(有)菊地商事	三浦 恒勝(160305)
			蒔苗 祐輔(160306)

年月日	所属支部	商号又は名称	従業者氏名(証明書番号)
28年3月16日	青森	(株)第一不動産青森店	町 将太(1603B03)
28年3月28日	三沢	(株)よつば不動産	秋元 宏太(1603A16)
28年3月28日	三沢	(株)よつば不動産アバマンショップ弘前店	葛西古奈美(1603B05)
28年4月1日	青森	(株)カチタス青森店	富田理恵子(1604011388)
28年4月1日	青森	(株)太陽不動産	三嶋 伸子(160403)
28年4月1日	弘前	(株)あさひほうむ	葛西真太郎(160410)
28年4月1日	三沢	(株)東北企画堀口支店	西澤 和将(1604B26)
28年4月1日	三沢	東北殖財管理(有)	佐藤 研聖(160406)
28年4月1日	下北むつ	(株)フジタ不動産	西口裕美子(090102)

## 退職

年月日	所属支部	商号又は名称	従業者氏名(証明書番号)
27年9月7日	三沢	(株)サンロク	栢崎 亨(1105A05)
28年1月31日	八戸	(株)土屋ホーム八戸営業所	島守 翔吾(1403400238)
28年2月25日	黒石	田舎館土地建物	佐藤 隆雄(011202)
28年2月26日	青森	川浪不動産(株)	三浦 恒勝(100917)
28年2月29日	青森	(株)ザクリエイトホーム	小枝 均(150302)
28年2月29日	弘前	(株)あさひほうむ	竹内 千郎(100409)
28年2月29日	下北むつ	(株)大興	傳法 綾子(051204)
28年3月9日	三沢	(有)宮古建設工業	宮古 はな(021103)
28年3月31日	弘前	弘前大学生生活協Sumica	
新潟 早紀(16SP01)・齋藤 圭南(16SP02)・山口 圭太(16SP03) 南 孝太郎(16SP04)・木浪 咲紀(16SP05)・伊藤 幸星(16SP06) 阿部 佑哉(16SP07)・森 美貴(16SP08)・村木 萌(16SP09) 櫻田 夏海(16SP10)・金子 友美(16SP11)・外館 桃子(16SP12) 港川 咲絢(16SP13)・村井 哲平(16SP14)・菊池 航平(16SP15) 梨田 郁生(16SP16)・小林 千紘(16SP17)・阿部 泉(16SP18) 古田みなみ(16SP19)・本橋 侑也(16SP20)・工藤 優香(16SP21) 河内山幹大(16SP22)・伊藤 諒平(16SP23)・安住亜友美(16SP24) 田口 唯(16SP25)・三上 公平(16SP26)・植村 朱音(16SP27) 鈴木 拓実(16SP28)・細川 史佳(16SP29)・鈴木 綾馬(16SP30) 保坂 大(16SP31)・加勢 貴啓(16SP32)・渡部 彩香(16SP33) 岡本 美里(16SP34)・田中 千春(16SP35)・香取 誠子(16SP36) 村上 正能(16SP37)・小神 諒(16SP38)・高木 雄基(16SP39) 室橋 裕太(16SP40)・秋元 恭太(16SP41)・石澤 政一(16SP42) 加藤 尚輝(16SP43)・横山 直哉(16SP44)・立花 陽佳(16SP45) 浅賀 陸(16SP46)・大槻 俊太(16SP47)・佐々木優輔(16SP48) 坂 昂紀(16SP49)・浦野 晃輔(16SP50)・中島 大輝(16SP51) 大倉 稔弘(16SP52)・下田 咲乃(16SP53)・高畑 和子(16SP54) 工藤 友真(16SP55)・阿部 高士(160112)			

# 協会の主な活動記録

## 協会二団体関係

年月日	会議・行事等の名称	場 所
平成28年3月10日	創立50周年記念誌編纂特別委員会 正副会長専務理事会議 第6回組織改革特別委員会 第5回常務理事会 第8回総務経理委員会 一般市民公開講座	青森市 会館1階小会議室 青森市 会館1階小会議室 青森市 会館1階小会議室 青森市 会館1階小会議室 青森市 会館1階小会議室 八戸市 八戸プラザホテル
3月15日	第3回総務経理委員会	ユートリー
3月17日	宅地建物取引士法定講習会	青森市 会館1階小会議室
3月18日	正副会長専務理事会議	青森市 会館1階小会議室
3月25日	第6回常務理事会	青森市 会館2階大会議室
3月28日	第3回理事会	青森市 会館
4月8日	第1回企画情報委員会	青森市 会館
4月14日	支部会計等に対する決算監査	青森市 会館
4月15日	第1回法務委員会	青森市 会館
4月18日	第1回総務経理委員会	青森市 会館
4月21日	決算監査	青森市 会館
4月28日	正副会長・専務理事会議 第1回常務理事会 第1回理事会	青森市 ラ・プラス青い森 青森市 ラ・プラス青い森 青森市 ラ・プラス青い森

## 他団体関係

年月日	会議・行事等の名称	場 所
平成28年3月17日	青森県消費者トラブルネットワーク会議 試験事務説明会	青森市 県民福祉プラザ 東京都 KDDIホール
3月20日	和気猛仁氏黄綬褒章受章祝賀会	神奈川県 横浜ベイシエラトンホテル&タワーズ
3月23日	全宅連第3回理事会	東京都 第一ホテル東京
3月24日	全宅管理第3回理事会	東京都 アーバンネット神田カンファレンス
3月25日	青森県居住支援協議会・居住支援部会・住環境部会	青森市 アスパム
4月3日	福島県会長黄綬褒章受章祝賀会	福島県 ホテル福島グリーンパレス
4月11日	大阪府宅建会館落成記念基調講演・祝賀会	大阪府 ヒルトン大阪
4月24日	神奈川県会長旭日双光章受章記念祝賀会	神奈川県 横浜ベイシエラトンホテル&タワーズ

# 編 集 後 記

寒い冬が終わり、待ちに待った春到来！今年は暖かい日が多く、桜の開花も早まり、そして若葉が薫る頃となりました。

さて、今回でこのメンバーでの委員会も最後になります。委員みんなで広報誌を一般の方にも見て分かるように工夫してきましたが、如何でしたでしょうか。

これからも、一般の方にも広く講読して頂けるような広報誌になるように、次の委員の皆様にも頑張ってもらいたいです。

企画情報委員 中野渡 健一



店頭へ  
ハトマークのぼりを  
設置しましょう。

頒布価格 一枚千円



リニューアル版

はじめての  
一人暮らし  
ガイドブック

公取協ステッカー  
販売中  
1枚 600円



シンボルマーク(ハトマーク)は、私たちがこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味し、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。また、REAL(不動産の・本当の)PARTNER(仲間・協力しあう)は会員とユーザーがREAL PARTNERとなり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークにこめたものです。



公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会  
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会青森本部  
青森市長島三丁目11番12号 TEL017-722-4086(代)

# 宅建協会で開設している県内の不動産無料相談所

## 青森支部

青森市長島3丁目5-19 青森支部会館  
TEL: 017-734-2355

### 相談所概要

場 所: 青森市役所本庁舎  
2階「特別・専門相談コーナー」

実施日: 毎月第1・第2・第4木曜日

時 間: 10:00 ~ 15:00

※実施日が祝日の場合は休みです

## 八戸支部

八戸市小中野4丁目5-4 八戸支部会館  
TEL: 0178-22-6410

### 相談所概要

場 所: 八戸市庁別館 5階「市民相談室」

実施日: 毎月第2火曜日

時 間: 13:00 ~ 16:00

## 十和田支部

十和田市稲生町4-23 第一田中ビル2階  
TEL: 0176-23-1884

### 相談所概要

場 所: 十和田市役所  
「まちづくり支援課内市民相談室」

実施日: 毎月第2木曜日

時 間: 13:00 ~ 15:00

※8月は山の日のため休みです

場 所: 六戸町役場  
「六戸町就業改善センター相談室」

実施日: 5月、7月、8月、9月、10月、  
1月、2月、3月の第3火曜日

時 間: 13:30 ~ 15:30

## 弘前支部

弘前市大字早稲田4丁目5-9 弘前支部会館  
TEL: 0172-26-1030

### 相談所概要

場 所: ヒロロ 3階「市民生活センター」

実施日: 毎月第2木曜日

時 間: 13:00 ~ 16:00

## 黒石支部

黒石市北美町2丁目28-1 TEL: 0172-52-3893

●黒石支部において相談を受付しております。

時 間: 10:00 ~ 16:00

## 西北五支部

五所川原市字布屋町9-5 (株)東奥宅建内  
TEL: 0173-34-8711  
定休日: 水曜、第2・第4・第5日曜日

### 相談所概要

場 所: 五所川原市役所北棟 5階「第4会議室」

実施日: 平成28年5月19日(木)、平成28年7月7日(木)  
平成28年9月8日(木)、平成28年11月4日(金)  
平成29年1月12日(木)、平成29年3月2日(木)

時 間: 13:00 ~ 15:00

## 三沢支部

三沢市松園町3丁目6-16 TEL: 0176-53-1799

●三沢支部において相談を受付しております。

時 間: 9:00 ~ 16:00

## 下北むつ支部

むつ市若松町15-45 TEL: 0175-22-8545

### 相談所概要

場 所: むつ来さまい館

実施日: 7月8日(金)、11月、3月

時 間: 13:00 ~ 15:00

協会本部

弘前支部

八戸支部

AED(自動体外式除細動器)を設置しております。

